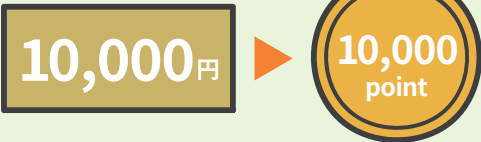


共済加入者特典

PMPOポイント

弁護士費用共済ルピナスのご加入で、**共済掛金の100%のPMPOポイント**がたまります！

掛金に対してポイントを付与



共済金 8,800 円／月の場合
▶ 8,800 ポイント

毎月の掛金のお支払いに対してポイントが
付与されます。



たまったポイントは
**オンラインショップで
使えます！**

オンラインショップでは、ここでしか買えない組合員様限
定の商品やサービスご購入できます。たまったポイントは、1 ポイント＝1 円としてご利用いただけます。

※ご利用できるポイント数は商品によって異なります。

ご利用方法 オンラインでご利用いただけます（PC、スマートフォン等）

- ①組合員専用マイページから**オンラインショップ**へアクセスしてください
- ②利用できる**ポイントを確認して、お好きな商品・サービス**をご購入ください

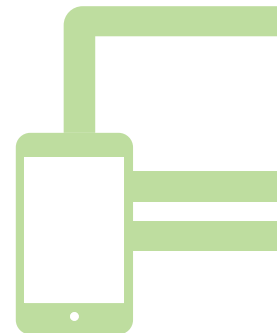
例1 10,000 円（税抜）の商品で、利用できるポイントが**最大 40%** の場合
▶ **4,000 ポイント**までご利用いただけます

例2 4,000 円（税抜）の商品で、利用できるポイントが**最大 70%** の場合
▶ **2,800 ポイント**までご利用いただけます

※利用できるポイントは最大ポイントまでご調整できます。

※お支払額は、商品の税込価格からご利用いただくポイント数を引いた額となります。

※ポイントのご利用条件など、詳しくは専用マイページまたは規約などをご確認ください。



【担当代理店】

※このパンフレットは当共済商品の概要やお申込手続き等を説明した資料となります。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
お申込みに際しては、必ず重要事項説明書・約款をご確認いただき、商品内容をご理解いただいたうえでお申込みください。

【お問い合わせ】 さくら労働組合 共済カスタマーセンター
0120-813-800

受付時間／平日 9:00-17:00 土日祝日、年末年始を除く



【運営団体】
さくら労働組合
東京都中央区日本橋小舟町 9-18

予期せぬトラブルに備える！ 弁護士依頼時の費用を保障

弁護士費用保障型共済

弁護士費用 共済ルピナス

さまざまな
**トラブルの
リスク**に

もう
**泣き寝入りの
心配なし！**

日常生活や事業活動において起こりうる
さまざまな**トラブルのリスク**を最小限に



さまざまな法的トラブルや、予期せぬ事故……
もし遭遇した場合、対応を誤ると社会的信用を失ったり、
今後の生活に影響が出る可能性があります



そんなリスクに備えるのが
弁護士費用共済ルピナス (弁護士費用保障型共済) です

もう泣き寝入りする
必要はありません



弁護士費用共済ルピナス (弁護士費用保障型共済) は、
さまざまな法的トラブルに直面した場合、
弁護士への依頼の際に発生する費用を保障する共済です



弁護士費用共済ルピナス (弁護士費用保障型共済) 3つのポイント

point 1

日常生活での
様々なトラブルに対応
日常に起こる法的トラブルの
ほとんどの場合に対応

point 2

高額になりがちな
弁護士費用を保障
相談料、着手金、報酬金等の
弁護士費用を保障

point 3

お手頃価格で
弁護士がいる安心を
弁護士がいる安心を
お守り代わりに



入っておけば安心の
弁護士費用共済です!



日常生活のさまざまなトラブルに見舞われた場合の

個人・事業主のトラブルに直面したとき、弁護士への依頼の際に発生する費用を保障する共済です

弁護士費用を保障します

個人向け
弁護士費用共済
プラン

月々の掛け金：**1,980**円／月

保障内容

個人トラブル例

特定偶発事故 発生を想定していない状態で偶然起こった事故

自動車事故 被害者	自動車事故 加害者
突発的な事故 (人身事故)	予想外の火事 爆発事故
自転車事故	接触事故 (スポーツ事故)
突発的な事故 (物損事故)	上階からの水漏れ
高所作業中の 転落事故	

一般事件 偶発事故以外で国や行政を相手としないトラブル

セクハラ・パワハラ	リストラ
未払い賃金の請求	男女トラブル (ストーカーなど)
インターネット トラブル	近隣問題
離婚問題	遺産相続
いじめ	養育費の未払い

こんなトラブルにお支払いします

【個人トラブル】 具体例

お金のトラブル

事故のトラブル

住まいのトラブル

高齢者のトラブル

男女のトラブル

夫婦のトラブル

子どものトラブル

相続のトラブル

悪徳商法・詐欺の トラブル

職場のトラブル

行政のトラブル

その他のトラブル

	個人のトラブル（特定偶発事故）	個人のトラブル（一般事件）
内容	発生を想定していない状態で偶然起こった事故	偶発事故以外で国や行政を相手としないトラブル
通算限度額	5000 万円（合算）	5000 万円（合算）
1 事案限度額	300 万円	100 万円
年間限度額	500 万円	500 万円
免責	0 円	0 円
相談料保険金	なし	なし
着手金	100%	80%
報酬金等	100%	50%

事業主向け
弁護士費用共済
プラン

月々の掛け金：**5,980**円／月

保障内容

事業トラブル例

業務継続において起こったトラブル

商取引や契約に 関するトラブル

オフィス賃貸借に 関するトラブル

お客様からの苦情

業者間のトラブル

労働トラブル

こんなトラブルにお支払いします

【事業主トラブル】 共済金お支払い例

退職・解雇の トラブル

お客様との トラブル

労務災害の トラブル

不動産賃貸物件の トラブル

情報漏洩の トラブル

インターネットの トラブル

売掛金未払いの トラブル

著作権・特許権 侵害のトラブル

財務に関する トラブル

	事業主のトラブル
内容	業務継続において起こったトラブル
通算限度額	5000 万円（合算）
1 事案限度額	100 万円
年間限度額	200 万円
免責	0 円
相談料保険金	なし
着手金	70%
報酬金等	0%



ご利用方法・共済金ご請求の流れ



共済金の請求事由の発生

- ※ 責任開始日後、かつ待機期間経過後の発生原因事故
- ※ 被共済者本人が直面した原因事故（発生から2年以内）であり、国内で発生したもの



発生事故に対して、弁護士への相談を考えたら

さくら労働組合 共済カスタマーセンターまでご連絡ください

【ご準備ください】共済証書（共済契約、内容がわかるもの）、原因事故の内容説明ができるもの



★ ご利用の際は**事前にさくら労働組合の「共済金支払い事前承認」**が必要です。

★ 法律相談 ⇒ 弁護士委任契約 ⇒ 当該事件終了



共済金のご請求条件が揃ったら

さくら労働組合 共済カスタマーセンターまでご連絡ください

【ご準備ください】共済証書（共済契約、内容がわかるもの）、共済金支払い事前承認書類他



請求のお手続き・提出

【ご準備ください】弁護士共済金請求書、弁護士との委任契約書、弁護士への支払明細、当組合が求める書類 等

※ 個人向け（特定偶発事故）、個人向け（一般事件）、事業主向けによって、限度額、内容が変わります。



支払い請求の受理・支払い審査

ご提出いただいた書類の受理、不備等がないか確認後にお支払い審査し、後にお支払いとなります。



ご契約者に給付金をお支払いする場合



共済金支払内容のご確認・受取

給付金は共済金請求書記載の受取人様ご指定の金融機関口座へお支払いいたします。
お支払い内容もお送りいたしますので、ご確認ください。



重要事項のご説明（重要事項説明書から抜粋）

主な保障内容 と保障期間

	個人向け		事業主向け
	特定偶発事故	一般事故	
通算限度額	5,000 万円（合算）	5,000 万円（合算）	5,000 万円（合算）
1事案限度額	300 万円	100 万円	100 万円
年間限度額	500 万円	500 万円	200 万円
免責	0 円	0 円	0 円
相談料共済金	なし	なし	なし
着手金	100%	80%	70%
報酬金等	100%	50%	0%
保障期間	1 年間（自動継続）	1 年間（自動継続）	1 年間（自動継続）

保障の開始時期 および 待機期間

- 初年度契約の共済期間の初日は、第1回共済掛金を領収した日の属する月の翌月1日とします。
- 保証期間は1年定期となり、**自動更新**となります。
- 初年度契約の共済期間の初日は組合が共済契約の申込みを承諾した日、もしくは第1回共済掛金を領収した日のいずれか最後に完了した日の属する月の翌月1日とします。
- 本共済契約における待機期間は、初年度契約の共済期間の始期日から一定期間中の共済金のお支払い対象としない期間をいい、この共済契約における待機期間は90日間とします。
- 本共済契約には特定原因不担保期間を設けており、責任開始日後1年間以内に発生した原因事故で、右記に該当する事案については 共済金のお支払い対象となりません。なお、特定偶発事故については待機期間はありません。
- 被共済者に、責任開始日後に約款・特約に定める共済事故が発生したときに、当組合は共済金を支払います。

(1) 労働・勤務条件に関する事件
(2) 相続に関する事件
(3) 離婚に関する事件
(4) 親族関係に関する事件
(5) 責任開始日前に締結した契約に関する事件

【弁護士費用共済】

- 被共済者が、責任開始日以降に発生した原因事故に直面し、着手金等の弁護士報酬の費用を負担したときに、共済金を支払います。ただし日本国内における弁護士の活動に伴い、日本国内で発生したものであることを要します。
 - ・ 委任契約を締結した弁護士に支払う着手金、手数料
 - ・ 委任契約を締結した弁護士に支払う報酬金、及び日当、実費
- いずれも被共済者が弁護士に支払う金額、もしくは委任契約締結時における基準紛争利益に基づき算出した基準弁護士費用（注1）（注2）×縮小てん補割合（注3）のいずれか少ない金額をお支払いいたします。
- （注1）約款内記載、第11条（基準弁護士費用）の規定に基づき算出した金額とします。
（注2）消費税を含めた額とします。
（注3）縮小てん補割合は、共済証書に記載された割合とします。

商品のしくみ

共済掛金のお支払い方法

- 共済掛金は、原則クレジットカードにてお支払いいただきます。
- クレジットカードは共済契約者名義のものに限りです。
- 共済契約者が個人事業主の場合、クレジットカードは共済契約者名義、または共済契約者の代表名義のものに限りです。

実際の事例

共済金をお支払いできない場合

個人

離婚問題

Aさんは、自身の不倫が原因で奥様より離婚を突き付けられました。また、奥様は精神的ダメージによる慰謝料の請求もおこなってきました。弁護士に相談し、慰謝料減額の示談交渉の代理人として依頼したところ、示談が成立。

費用	弁護士費用（実費）	共済金支払額	実質負担額
法律相談料	22,000 円	0 円	22,000 円
着手金	247,500 円	198,000 円	49,500 円
報酬金・日当・実費	247,500 円	123,750 円	123,750 円
総額	517,000 円	321,750 円	195,250 円



321,750 円
補償!!

個人

子どものいじめ問題

Bさんは、子どもがある日から突然クラスメイトから無視、仲間外れ、暴行等のいじめを受けてしまい、その結果、大けがを負ってしまいました。学校に対して対応を求めましたが、取り合ってもらえませんでした。弁護士に相談し解決を委任したところ、加害者の親へ治療費、慰謝料を請求したこともあり、示談が成立。

費用	弁護士費用（実費）	共済金支払額	実質負担額
法律相談料	11,000 円	0 円	11,000 円
着手金	110,000 円	88,000 円	22,000 円
報酬金・日当・実費	220,000 円	110,000 円	110,000 円
総額	341,000 円	198,000 円	143,000 円



198,000 円
補償!!

事業主

債権回収問題

個人事業主のCさんは、取引先であるD社より依頼を受け、何回もの打ち合わせを重ねたうえで商品を製作、納品しましたが、イメージが違くとクレームをつけられ代金 500 万円を支払ってくれませんでした。弁護士に相談のうえ事件の解決を委任し、裁判の結果、全面的にCさんの主張が認められ 500 万円が支払われ完了。

費用	弁護士費用（実費）	共済金支払額	実質負担額
法律相談料	11,000 円	0 円	11,000 円
着手金	374,000 円	261,800 円	112,200 円
報酬金・日当・実費	748,000 円	0 円	748,000 円
総額	1,133,000 円	261,800 円	871,200 円



261,800 円
補償!!

※法律相談料は支払対象外です。

共済金をお支払いできない場合の内容	弁護士費用共済金	
	個人型	事業型
被共済者が相手方に請求する額または相手方から請求される額が 5 万円相当未満のもの	×	×
社会通念上、法的解決になじまないと考えられる問題であって、次のいずれかに該当するもの a. 社会生活上の受忍限度を超えるとはいえない問題 b. 一般に道徳・道義・倫理、その他の社会規範に基づく解決が妥当であると考えられる問題 c. 自律的な法規範を有する社会または団体の裁量の範囲に属する事項に関するもの d. 宗教上、政治上、思想上、学術上および技術上の論争または解釈に関するもの	×	×
憲法、条約、法律、命令、規則および条例の制定または改廃について要求するもの	×	×
自動車交通事故に関する事件（＊）	×（＊）	×
国、地方公共団体、行政庁、その他行政機関を相手方とする法律事件	×	×
破産、民事再生、特定調停、任意整理に関する法律事件	×	×
利息制限法で定める利率を超えた金銭消費貸借契約に関する法律事件	×	×
投機的取引に関する法律事件	×	×
連鎖販売取引または無限連鎖講に関する取引に関する法律事件	×	×
民事非訟事件	×	×
公示催告事件	×	×
家事事件手続法別表第一事件	×	×
刑事事件、少年事件または医療観察事件	×	×
次に掲げる法律事件 ①被共済者が個人事業主もしくはその従業員として従事する業務上の用途に供することを目的として、現在または過去において所有・使用・管理する財産・権利・施設等に関して直面した法律事件 ②被共済者が個人事業主もしくはその従業員として従事する業務の遂行に起因もしくは付随して発生した法律事件 ③反復もしくは継続して行われる有償の資産の譲渡、貸付または役務の提供に関して直面した法律事件 ④被共済者の事業の用に供する目的で行われた借入または担保に関する法律事件 ⑤事業上の所得に対する税金に関する法律事件	×	○
次に掲げる会社訴訟等の法律事件 ①会社訴訟・会社非訟およびこれらに関連・付随する交渉・調停・仲裁・保全・執行事件 ②①に類する会社法以外の法令に基づく事件 ③会社以外の法人またはその代表者等に対して請求する①に類する法律事件	×	×
手形小切手事件	×	○
知的財産権に関する事件	×	○
次の事由に起因・付随・相伴して生じた原因事故 戦争その他の変乱、暴風雨・豪雪・地震・津波・その他の異常な自然現象、核物質の作用、大気汚染・地盤沈下・液状化など、発がん性物質の作用	×	×
共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による次の加害行為 殺人・暴行・その他の他人の生命を害する行為、住居侵入・脅迫・強制わいせつ・強要・その他の他人の自由を害する行為、窃盗・詐欺・器物損壊・その他の他人の財産を害する行為、秘密漏示・名誉棄損・業務妨害等の行為	×	×
刑事事件として起訴された行為または少年事件において検察官送致決定もしくは審判開始決定を受けた行為	×	×
麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を摂取した状態で行った行為	×	×
アルコール等の影響により正常な判断または行動ができないおそれがある状態で行った行為	×	×
自殺行為、自傷行為または自ら所有する財物を損壊する行為	×	×
公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求行為	×	×
共済契約の趣旨に鑑みて濫用性が高いと当組合が判断する行為	×	×
次の者を事件の相手方として法律相談や弁護士委任契約の締結を行う場合 共済契約者	×	×
共済証書に記載する他の被共済者	×	×
当組合、法律相談料または弁護士費用の負担によって被った損害を請求する他の共済者（共済会社等）	×	×
被共済者が共済契約者との間で法律相談または弁護士委任契約の締結を行う場合	×	×
弁護士に法律相談または事務処理を委任した原因事故の処理方法または弁護士費用について、当該弁護士と紛争になった場合	×	×
勝訴の見込みまたは委任の目的を達成する見込みのないことが明らかな場合	×	×

（＊）自動車交通事故特約を付保している場合は自動車交通事故弁護士費用共済金をお支払いします。

よくあるご質問

Q.1

どんなトラブルでも共済金が支払われるのですか？

A.1

時期や内容により支払われるトラブル、支払われないトラブルがあります。

共済金の支払い対象となる原因事故は、以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ・ 被共済者本人が直面した原因事故であること
- ・ 責任開始日以降に発生した原因事故であること
- ・ 責任開始日から待機期間（不担保期間の適用がある事案はその期間）経過後に、原因事故が発生していること
- ・ 共済契約が有効に継続しているときに、原因事故が発生したものであること
- ・ 原因事故の発生から2年以内に、共済事故が発生していること
- ・ その他、共済金をお支払いできない場合に該当しないこと

Q.2

弁護士の先生にお願いする場合、自己負担は発生しますか？

A.2

はい。原則自己負担は発生いたします。

個人向け、事業主向けという共済のコース、また発生した事案により支払われる共済金の割合が変わってきますので、利用時に「共済証書」を確認してください。

また、個人向けコースでも偶発事故（交通事故等）の場合、着手金・報酬金 100%の割合で保障対象となっておりますが、一旦はご自身で弁護士費用をお支払いいただき、のちに当組合への支払い請求、ならびに支払い可否の判断をしたうえで共済金をお支払いいたします。

Q.3

現在、裁判中なのですが、この状態で弁護士費用共済ルピナスへの加入はできますか？

A.3

はい。加入はできます。

ただし、現在係争中のトラブルや、ご加入前に起きているトラブルについては、保障の対象外となります。

共済金のお支払い対象となるのは、共済加入後に原因事実（法的トラブルの原因となる事実）が発生した法的トラブルになります。

加入時にも、待機期間（加入後、始期日より 90 日間）、そして特定原因不担保期間（特定の原因事故に関しては、不担保期間として責任開始日後 1 年間）が定められていますので、詳しくは約款をご確認ください。

よくあるご質問

Q.4

特定原因不担保期間とはなんですか？

A.4

特定の原因事故について責任開始日から一定期間中、共済金をお支払いしない取扱いのことをいいます。

この共済契約の特定原因に係る不担保期間は 1 年間とします。

労働トラブル、責任開始日前に締結した事業上の契約に関するトラブルについては、責任開始日後一定期間内に発生した原因事故については、共済金を支払いません。

詳細に関しましては、当パンフレット 7P【重要事項のご説明】⇒「保障の開始時期、および待機期間」、約款にて確認をお願いいたします。

Q.5

共済掛金が決済できなかった場合、支払いができなかった場合はどうなりますか？

A.5

共済金の決済（前月末のクレジットカード決済）、払込みがなんらかの理由でできなかった場合には払込猶予期間が発生し、その期間内に払込みいただければ契約継続になります。

当共済では、払込猶予期間を払込期日の属する翌月末（10 月末が払込期日の場合、11 月末日）まで払込みの猶予期間として設けます。その期間内にお支払いいただけますようお願いいたします。

また、払込み猶予期間内に共済掛金が払い込まれない時は、この共済契約は払込みの猶予期間の満了日の日の翌日から効力を失います。

Q.6

共済金の支払対象となりうる費用は、
どのようなのですか？

A.6

当共済の支払対象となる費用は、弁護士委任契約を締結した弁護士へお支払いする着手金、報酬金等を基本とした「弁護士費用共済金」となっております。

まずは委任契約を取り交わしている弁護士ということが第一条件になりますので、ご注意ください。また、原因事故に関して、その解決を目的としていること、それに伴う着手金、報酬金、手数料、日当などの費用が対象となります。裁判所へ支払う訴訟費用、証人・鑑定人等への支払金、旅費その他の経費、および顧問弁護士契約に基づく顧問料は含まれません。ただし、実際に支払われる弁護士費用と、当組合の定める基準紛争利益に基づき算出した費用のどちらか少ない金額となりますので、詳しくは約款をご確認いただけますよう、お願いいたします。また、お支払いの割合に関しましては、ご契約の共済プランにより異なりますので、共済証書をご確認ください。